



平成26年度補助金等交付申請書

平成26年9月2日

函館市長 様

補助事業者等 住所 函館市新湊町261番地
氏名 社会福祉法人 函館共働宿泊所
理事長 越前政子

事業名 結核予防事業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

救護施設・函館共働宿泊所救護部入所者に対して結核予防法に基づく健康診断を実施し、当施設入所者の健康管理に万全を期するものであります。

2 事業の着手及び完了年月日

着手 平成 26 年 5月 27日
完了 平成 26 年 8月 26日

3 補助金等交付申請額 金 11,928 円

(余白部分に次の事項を記載)

- 1 電話番号
- 2 銀行等の名称
- 3 口座番号
- 4 口座名(フリガナ)



事業精算書

事業名 結核予防事業

収入の部

款	科目		予算額		精算額	内訳		備考
	項	目	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
生活保護 事業収入	措置費収入	事業費収入	15,288	15,288	15,288	0	円	
生活保護 事業収入	その他の 事業収入	補助金 事業収入	11,928	11,928	11,928	0	円	
計			27,216	27,216	27,216	11,928	円	

支出の部

款	科目		予算額		精算額	内訳		備考
	項	目	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額	
事業費支出	保健衛生費 支出		27,216	0	27,216	0	円	
計			27,216	0	27,216	0	円	

上記のとおり、精算したことを証明します。
平成26年9月2日

補助事業者名等

函館市新港町261番地
社会福祉法人 函館共働宿泊所
理事長 越前政子

注1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみ記載すること。

注2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けたものにおける通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。

注3 「予算額」欄のうち、「更正後の額」欄には最後の更正後の額を記載すること。

注4 「収入未済額」及び「支出未済額」には債務が確定している額を記載し、かつ、債務者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。

事業実績書

設置者(法人)名 社会福祉法人 函館共働宿泊所
 法人代表者職・氏名 理事長 越前 政子
 法人所在地 函館市新湊町261番地

施設区分 救護施設
 施設名 函館共働宿泊所救護部
 施設長名 部長 越前 典洋
 施設所在地 函館市新湊町261番地

対象区分		実施区分		入学 (許可) 定員	対象 人数	受診 人数	レンズ カメラ	70mm ミラーカメラ	100mm ミラーカメラ 及び直接撮影	その他の検査	
		学校	施設								
補助対象	学校	高校									
		大学									
		その他									
補助対象外	施設	※65歳以上の 収容(入所)者	100	56	36				36		
		教職員									
実支出額									27,216		
補助対象	人数								36		
	金額								27,216		
基準算定額	単価						447	470	497		
	金額								17,892		

※ 65歳に達する日の属する年度にある者を含む。

補助申請額の算出	総事業費	寄付金その他 収入	差引額	対象経費の実 支出額	基準算定額	補助基本額 c, d, eのいずれ か低い額	補助申請額
	a	b	a - b = c	d	e	f	$f \times \frac{2}{3}$
	27,216	0	27,216	27,216	17,892	17,892	11,928

- 注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
 2 「補助対象外」の欄は、補助対象外となる教職員や、入学した年度以外の学生・生徒等に対して同時に健康診断を施工した場合などで、総事業費と補助対象経費が異なる場合のみ記載すること。
 3 「学校(施設)区分」欄には、次の表から当てはまるものを記入すること。

大学	高等学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
救護施設	更生施設			
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム		
身体障害者更生施設※1	身体障害者療護施設※1	身体障害者授産施設※1		
知的障害者更生施設※2	知的障害者授産施設※2	知的障害者通所療養※2		
婦人保護施設	障害者支援施設			

※1 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設
 ※2 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設